

## 1 はじめに

- 学校全体で道徳教育や道徳の時間に取り組んだら。

- 生徒理解が進んだ。
- 数学の授業が変わった。
- 職員室に道徳の話題が出る雰囲気ができた。道徳の時間がうまくいかなかったことなどが、自由に話せる雰囲気が生まれてきた。
- 生徒が道徳の時間を楽しみにするようになった。
- 子どもたちを、信じて認めて任せ、生徒会などの特別活動が充実した。

「一方的に伝える授業」→「考えさせる授業」

## 2 道徳教育と道徳の時間

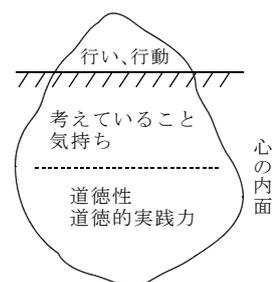
- 道徳教育とは、人間が本来もっている人間としてよりよく生きたいという願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動です。

自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格の形成を目指すものです。

一人一人の子どもが、自分の心の中にある、よりよく生きようとする生き方（道徳的価値）の値打ちに気づき、自信をもって生きていこうとする意欲や態度を養います。したがって、プラス志向の考え方が大切です。

- 「行い」と「心の中」。道徳教育は、「心の中」に焦点を当てます。

道徳性や道徳的実践力という内面的な力や内面的資質を育てるのが道徳教育、道徳の時間。将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質。



- 道徳の時間と教育活動全体で行われる道徳教育との連動が大切です。

道徳の時間に「考え合う」道徳の内容は、「体験」による豊かな心の貯め込みがあるからこそ、深まり、子どもたちのものになっていきます。

子どもたちの心の中にあるダイヤモンドに本人が気づくのが道徳の時間。ダイヤモンドの原石を貯め込み、豊かな心を育てていく日々の取組が大切です。

それぞれの学習や活動の特質をしっかりと押さえ、関連を図りながら取り組みましょう。そのためには、全体計画や教職員全員でのチームワークが大切です。

### 3 道德教育の推進に向けて、みんなで取り組むために

#### ア みんなの知恵を結集し、みんなで作った計画にしよう

- 計画作りは参画のチャンス。プラス思考で。

#### イ 全体計画を柱に、学校の教育活動全体で道德教育を推進しよう

- 各教科等は、心を育てる豊かな道德的実践の場。それぞれの教育活動の特質に応じた取組を進めよう。特に、特別活動の自発的・自治的活動は、子どもたちの主体性を育てます。

※ 各教科等の指導を通じて児童の道德性を養うための3つの視点

- (1) 道德教育と各教科の目標、内容及び教材とのかかわり
- (2) 学習活動や学習態度への配慮
- (3) 教師の態度や行動による感化

#### ウ 道德の時間の充実に向け、楽しさと協力を実現しよう

- 道德の時間の特質と楽しさをみんなが実感し、教職員が話題にする雰囲気を作る。
- T Tや授業の分担など、みんなで取り組む協力的な指導の体制を作る。

#### エ 道德用教材や授業展開が学校の財産になるように

- 学校の財産として整理と保管、活用ができるシステムづくりを。「クチコミ」が面白い。
- 自作教材にもチャレンジを。

#### オ 道德教育にみんなで取り組んでいるという雰囲気をさらに高めよう

- 全体計画での重点目標を中心に、道德的な環境を整備する。
- もっともっと、子どもたちが豊かな生き方と出会えるように。
- 道德通信は、子どもにも、教職員にも、家庭や地域の人にも、有意義な情報です。

#### カ P T Aや地域の人と共に進めよう

- 学校の取組を理解していただく（参観）
- 学校の取組に協力し参加していただく（参加）
- 組織として、道德教育に取り組んでいただく（参画）

#### キ 子どもの心に響く道德の授業づくりにみんなで取り組もう

- 「子どもが、えっと考え込む授業」「子どもが友達の考えを聞きたくなる授業」「教師がしゃべりすぎない授業」「思考の場となる板書」「ワークシートに頼らない授業」……。
- 事前・事後研修、模擬授業や付箋を使った研修が活発になっています。やはり、授業を通じた研修が効果的。
- 中学校区での授業ネットワーク作りが始まっています。事前、本時、事後をみんなで取り組みます。

#### ク 道德性の評価は、児童生徒理解です

- 子どもの考えや姿をプラス思考でしっかりととらえよう。
- 発達の段階を考えることも大切です。

#### 4 「道徳的価値の自覚を深める」のが道徳の時間。その充実のために必要なこと

- (ア) 心の中（考え方、感じ方、在り方、生き方）に考え合いの焦点が置かれていること。
- (イ) 「何を伝えるか」ではなく、「何を考えさせるか」という教師の姿勢があること。
- (ウ) 各場面の心情を考えるだけや心情の変化を読み取るだけの読解の授業にしないこと。
- (エ) 授業の前提として、共通の話題となる読み物資料の読解ができていること。
- (オ) 子どもたちが、「えっ？」と考え込み、思わず隣の子どもにこそそそっと話しかけるような発問を！ その発問こそ、その子らしい考え方や感じ方が出され、これまでとは違う考え方や感じ方と出会う「道徳の問い」です。
- (カ) 子どもの発言の中に眠っているダイヤモンドの原石を見つけ、立ち止まれること。
- (キ) 切り返しの発問によって、より深く考え、揺さぶりの発問によって、視点を変えることができる。言語活動を充実させ、思考を深められるようにし、みんなで原石を磨く。
- (ク) 心を育てる豊かな体験を通して、心の中に貯め込みがあること。
- (ケ) 心の扉が、少し開いていること。

#### 5 道徳の時間の充実のための工夫や手立て

- (ア) 心のノートも、活用し、授業のねらいを子どもの意識で考えよう。発達の段階も重要。
- (イ) 道徳の読み物資料に書かれていることや行動を答えるだけの発問にならないようにしよう。子どもの意見が行動や状況のときは、切り返そう。行動の奥を問う本物の発問。心の中を問う発問を大切に。
- (ウ) 登場人物の道徳的な変容や成長のときが、立ち止まりポイント！ その心の中や何が変容や成長を促したのかを、みんなで考え合おう。
- (エ) 広がる発問、深まる発問、多様な返答や意識が期待できる発問を。子どもの発言の最大の理解者は、周りの子どもたち。机上を見る、前を見る、友達を見る。「友達を見る」授業にしよう。そのために教師は、分からないふりをする 것도大切。
- (オ) どんな状況かを問う「どうして」と、どんな考えからなのかを問う「どうして」の違いに敏感に。道徳の時間は、後者の「どうして」を大切に。
- (カ) プラス志向の「はひふへほ」の授業に。子どもの手柄を教師が取って言ってしまうないように。道徳の時間にしゃべるのは子ども。教師は、普段の生活の中で、熱く語ろう。
- (キ) 「書く」活動は、メリットとデメリットを考え、ここぞというところに限定しよう。
- (ク) 板書は、①資料読解を助ける、②思考の場、③子どもたちが発見したことのまとめの役割がある。板書を工夫し、思考の跡が見え、発見したことがイメージで分かるものに。
- (ケ) 子どもが発見し、納得できる授業にしよう。そして、子どもの言葉でまとめよう。  
「こういうことなんだよ」から、「こういうことなんだね」へ。
- (コ) 自作資料にも、挑戦しよう。道徳授業や資料を見る目が養われます。
- (ク) 休み時間には、子どもといっぱい、雑談をしよう。
- (シ) 授業のポイントを最もよく知っているのは、その授業をした教員。その教員が気づいたポイントを、クチコミにして、学校の財産に。

中学校4－(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

社会があれば何らかのきまりがあり、法とはこの社会におけるきまりの一つである。この社会生活に秩序を与え、摩擦を最小限にするために、人間の知恵が生み出したものが法やきまりであることや、社会の秩序と規律を守ることによって、個人の自由が保障されるということを理解することは大切である。また、社会生活の秩序と規律を維持するためには、一人一人が他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、自らに課せられた義務を確実に果たそうとする態度を育成することが重要である。権利ばかりを主張して、義務を遂行しなければ社会は維持できない。

中学生になると、社会の仕組みもある程度理解できるようになってくるし、社会の中で人間としての生き方についての自覚も深まってくるので、法やきまりについてその意義を一層理解することができるようになる。確かな義務感と潔い正義感を身に付け、日々力強く生活している生徒も少なくない。しかし一方では、法やきまりに従えばそれでよしと考えたり、法やきまりは自分たちを拘束するものとして反発したりする生徒もいないわけではない。さらに、自分の権利は強く主張するものの、自分の果たさなければならない義務をなおざりにする生徒も見かける。

指導に当たっては、法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すことが求められる。法やきまりについてじっくりと意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要である。また、権利と義務との関係を、「私」と「公」とのかかわりや、社会における自分の立場、自分の利害得失に固執せずに社会をよりよくしようとする気持ちなどから考えるように指導することが求められる。つまり、社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序と規律のある社会が実現されるということを生徒に理解させる指導の工夫が必要である。